



手続き不要！

水道基本料金 6か月分 0円

対象

富士河口湖町の水道を利用している人
(水道課に水道料金を支払っている人)

※基本料金超過分と下水道使用料は減免対象外です

期間

令和8年10月検針分から令和9年2月検針分まで

検針の期間	請求月
令和8年9-10月分	11月
令和8年11-12月分	1月
令和9年1-2月分	3月

※令和9年4月検針以降はこれまで通りの請求です

金額

地区ごとの基本料金(1検針あたり20m³まで) ※税抜

口径	船津・小立・勝山	河口・大石・浅川	松風台	足和田	上九一色
13mm	1,040円	1,150円	1,720円	1,260円	2,150円
20mm	1,580円	1,300円	1,880円	1,410円	2,300円
25mm	2,160円	1,320円	1,960円	1,430円	2,320円
30mm	2,850円	1,560円	2,200円	1,670円	2,560円
40mm	4,520円	1,640円	2,340円	1,750円	2,640円
50mm	6,990円	3,520円	4,200円	3,630円	4,520円
75mm	15,290円	4,380円	4,800円	4,490円	5,380円
100mm	26,690円	—	—	—	—

Q1 水道メーターの
口径(大きさ)を知りたい。

A. 検針時に届く検針票を
ご確認ください。

Q2 手続きは必要ですか？

A. 手続きは不要です。

Q3 水道料金は管理会社(大
家さん)に支払っていますが減
免されますか？

A. 富士河口湖町に水道料金を
支払っていない人は対
象外となります。

Q4 安くなるのは水道の
基本料金のみですか？

A. 基本料金のみです。**超過料
金と下水道料金はこれまで
通りの請求となります。**

※水道のみの契約で使用水量が
20m³までの場合は納付書は発行
されません。

水道使用量・料金等のお知らせ

年 月 分 ご利用 月 日～ 月 日
期 間

様

使用水量	m ³
請求予定額	円
(内税 %)	円)

○お客さまの支払い方法は 円です。
・口座振替をご利用のお客様は、奇数月の末日に指定の
口座から引き落とさせていただきます。
・下水道が認定水量に適用されているお客様については
請求予定額の表示は出来ませんのでご了承下さい。

水証番号ー世代

用途・口径・下水有無

メーター番号

今回のメーター指針

前回のメーター指針

今回の使用水量	m ³
(メーター取替までの使用水量)	m ³ が含まれます)

料金	上水道料金	円(税 %込)
内訳	下水道料金	円(税 %込)

ご参考	前回の使用水量	m ³
情報	前年同期の使用水量	m ³

通信欄

年 月 分 水道料金等領収証 (口座振替用)

領収額 円

領収証	上水道料金	円
内訳	下水道料金	円

金融機関：
上記の金額を 年 月 日に口座振替により
領収いたしました。

○全ての料金には消費税等が含まれております。
○本状で直接集金することはありません。

年 月 日作成

富士河口湖町長



富士河口湖町水道事業会計登録番号 T7800020005024

Q&A



お問い合わせ

富士河口湖町 水道課

TEL:0555-72-1620